第4次三鷹市基本計画第1次改定に向けた基本方針・施策論点集

平成 27 年6月

三鷹市



目 次

Ţ,	総	論】	
は	じめ	oi=	
第	1	基本方針	
	1	第1次改定の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	3	個別計画の改定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第	2	計画改定における市民参加	
	1	市民参加の基本的な方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	2	具体的な市民参加の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第	3	計画改定の前提・背景	
	1	第4次基本計画の達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	2	計画改定の背景と施策の方向・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第	4	計画改定の基礎	
	1	人口動向と計画人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・	l 1
	2	財政見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第	5	最重点・重点プロジェクトの設定	
	1	「選択と集中」によるプロジェクトの重点化・・・・・・・・	11
	2	2つの「最重点プロジェクト」の主な取り組み・・・・・・・ 1	12
	3	重点プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13

目 次

	各		淪】	施策の取り組みの方向性	
第	1	1	陪名	『連携事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ $oldsymbol{1}$	7
第	2	Ś	第 1	Ⅰ部~第8部	
	第	1	部	世界に開かれた平和・人権のまちをつくる・・・・・・・ 2	21
	第	2	部	魅力と個性にあふれた情報・活力のまちをつくる・・・・・ 2	24
	第	3	部	安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる・・・・・・ 3	80
	第	4	部	人と自然が共生できる循環・環境のまちをつくる・・・・・ 3	86
	第	5	部	希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる・・・・・・ 3	89
	第	6	部	いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくる・・・・・ 4	4
	第	7	部	創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちをつくる・・・・・ 4	8
	第	8	部	ふれあいと協働で進める市民自治のまちをつくる.・・・・・・ 5	52

はじめに

この「第4次三鷹市基本計画第1次改定に向けた基本方針・施策論点集」(以下「施 策論点集」という。)は、計画改定に向けた考え方や施策の論点を市民の皆さんにお示 しし、今後の第4次基本計画第1次改定の「骨格案」や「素案」の作成に向けたステ ップとして取りまとめたものです。

この施策論点集の作成に至るまで、第4次基本計画第1次改定の準備として、近隣市との比較データなどを掲載し、市の課題や取り組み状況を視覚的に分かりやすくまとめた「三鷹を考える論点データ集 2014」の作成、市政の課題や取り組みの内容を事典スタイルで編集し項目別に示した「三鷹を考える基礎用語事典 2014」の作成、各市民会議・審議会における計画前期の取り組みの検証と課題の抽出、「市民満足度・市民意向調査」などを実施してきました。本施策論点集は、こうした取り組みを踏まえ、市長のマニフェストの内容を反映し取りまとめたものです。

今後、施策論点集を第4次基本計画第1次改定や個別計画改定の検討資料として活用し、市民参加と職員参加をさらに進め、次のステップである「骨格案」や「素案」の作成につなげていきたいと考えています。

第1 基本方針

1 第1次改定の方向

基本計画の第1次改定にあたっては、下記の点を改定の基本的な方向として取り 組みます。

- (1) 第4次基本計画は、市長の任期との連動を図り、市長のマニフェストを反映 させる仕組みとしていることから、マニフェストに示されている政策を踏まえ た計画内容とします。同時に、多様化し変化する市民のニーズ等を反映するた めに、市民参加の機会を広く設定します。
- (2) 国等の制度改正、社会経済状況の変化への対応や第4次基本計画において最重点プロジェクトに位置づけた「都市再生」「コミュニティ創生」などをはじめとするこれまでの取り組みの成果と検証を踏まえた時点修正的な改定とします。
- (3) おおむね平成27年を目標年次としている三鷹市基本構想については、市のまちづくりの目標等の枠組みとして、なお有効であると考えていますが、目標年次、計画人口などについて最小限の修正が必要とされます。基本計画の第1次改定の確定を行うなかで、基本構想の議案を上程します。
- (4) 新たな課題等に的確に対応する施策を推進するため、安定的で持続可能な自治体経営の基盤強化に向け、行財政改革アクションプラン 2022 を改定し、引き続き行財政改革に取り組みながら主要事業等中期以降の取り組みの具体化を図ります。

2 計画期間

第4次基本計画の第1次改定の対象とする計画期間は、平成27年度から平成34年度(2022年度)とします。

※計画改定の調整期間である平成27年度を含むものとします。

年度(平成)	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
	\circ				0				0			
	第4次基本計画第1次改定											
	前期中期後期											

○は市長選挙

3 個別計画の改定等

自治基本条例第13条第2項では、「基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動が図られるようにしなければならない」、と定めています。したがって、個別計画の改定についても法令等の定めがあるものを除き、第4次基本計画第1次改定と同時並行的に進めることとします。こうしたことから、第4次基本計画第1次改定とともに改定を行う個別計画については、その体系や主要事業等について基本計画との整合・連動を図るものとします。そのうえで、基本計画では、施策の課題と取り組みの方向、事業の体系と重点課題等を明らかにし、一方、個別計画では、基本計画の体系に基づく各事業の目標、スケジュール及び詳細な取り組み内容等を掲載することによって、基本計画と個別計画の機能的な役割分担を図るものとします。

なお、まち・ひと・しごと創生法第 10 条に基づく「市町村まち・ひと・しごと 総合戦略(以下「地方版総合戦略」という。)」については、第 4 次三鷹市基本計画 第 1 次改定に含める形で、平成 27 年度中の策定をめざすこととします。

■第4次基本計画第1次改定と同時に改定等を行う個別計画一覧

No.	部	計画名称				
1		三鷹市行財政改革アクションプラン 2022				
2	企画部	男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022				
3	1	三鷹市地域情報化プラン 2022				
4		三鷹市環境基本計画 2022				
5	生活温	三鷹市ごみ処理総合計画 2022 (仮称) ※				
6	生活環境部	三鷹市産業振興計画 2022				
7		三鷹市農業振興計画 2022 (改定)				
8	福健 祉康 三鷹市健康福祉総合計画 2022					
9		三鷹市土地利用総合計画 2022				
10	都	三鷹市緑と水の基本計画 2022				
11	都市整備	三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想 2022				
12	部	三鷹駅前地区再開発基本計画				
13		三鷹市交通総合協働計画 2022				
14		三鷹市教育ビジョン 2022				
15	教育	三鷹市教育支援プラン 2022				
16	部	三鷹市生涯学習プラン 2022				
17		みたか子ども読書プラン 2022				

※ 新たに計画を策定

上記ほか、地方版総合戦略を平成27年度中に策定

第2 計画改定における市民参加

1 市民参加の基本的な方向性

第4次基本計画は、市長の任期との連動を図り、市長のマニフェストを反映させる仕組みとしています。マニフェストに示されている政策を踏まえ、多様化し変化する市民のニーズ等を反映するために、「骨格案」や「素案」などのステップごとに市民参加の機会を広く設定します。

これまで三鷹市は、自治基本条例とその参加と協働の精神に基づき、無作為抽出の公募委員方式による市民会議・審議会の運営・公開やパブリックコメント制度、パートナーシップ方式による事業の実施などにより、参加と協働の市政運営を実践してきました。第4次基本計画第1次改定における市民参加のあり方も、このような「多元的・多層的」な参加方式を用います。

そこで、主な市民参加として、①コミュニティ住区における市民参加、②市民会議、審議会等における市民参加、③まちづくりディスカッションによる市民参加、④パブリックコメント、アンケート調査に加え、⑤ICT を活用した市民参加、市が主催・後援するイベントの機会を捉えた市民参加などを実施します。

平成27年度は、次の3つのステップによる市民参加への取り組みを行います。

2 具体的な市民参加の取り組み

第1ステップ

施策論点集による市民参加(6月~)

第4次基本計画第1次改定に向けた基本方針・施策論点集を広報みたかや市ホームページに掲載し、市民の皆さんからのご意見を募集します。また、市民会議・審議会等に施策論点集をお示しし、多方面からの意見を求めます。

第2ステップ

骨格案による市民参加(9月~)

施策論点集に寄せられたご意見等を踏まえ、施策の体系、重点事業の選択、各章の基本的考え方、主要事業を示した第4次基本計画第1次改定の骨格案を提示します。骨格案についての市民参加の手法としては、広報特集号によるアンケート調査、コミュニティ住区ごとに開催するまちづくり懇談会、そして個別の市民会議・審議会等に対する意見聴取などを実施します。

さらに骨格案の最重点プロジェクト等からテーマを選定し、2日間の「まちづくりディスカッション」を開催します。

なお、ICT を活用した市民参加とともに、市が主催・後援するイベントでの「まちづくりひろば(仮称)」を開催します。

第3ステップ

素案による市民参加(12月~)

骨格案への意見を踏まえた全文が掲載された第4次基本計画第1次改定の素

案を提示します。素案についての市民参加の手法としては、広報みたかへの掲載、 個別の市民会議・審議会等に対する意見聴取やパブリックコメント手続条例に基 づく素案に対するパブリックコメントを実施します。

第3 計画改定の前提・背景

1 第4次基本計画の達成状況

第4次基本計画の達成状況としては、計画期間の達成目標を明示している主要事業 197 のうち、達成が 169 件、一部達成が 24 件、未達成は4件となっており、約 9割の達成率となっています。

未達成の事業で、引き続き取り組みを進める事業は、第4次基本計画第1次改定 へ掲載し、確実な取り組みを進めることとします。

2 計画改定の背景と施策の方向

(1) 東日本大震災以降の危機管理意識の高まりと広がり

平成23年3月11日に未曽有の被害をもたらした東日本大震災は、多くの人命と財産を奪い、人々に深い悲しみと痛みをもたらしました。三鷹市においても震度5弱を記録し、公共施設や家屋等の一部に被害が生じたほか、計画停電や放射性物質に対する不安など市民生活に大きな影響をもたらしました。

市は、東日本大震災の教訓と市民の危機管理意識の高まりを踏まえ、第4次基本計画の策定においては、危機管理を緊急プロジェクトに位置付け、防災行政無線放送内容の市ホームページへの即時掲載、学校・保育園等による保護者との緊急連絡体制の整備のほか多くの備えを講じてきました。平成28年度には、一時避難場所であり防災センター機能を担う新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の完成を予定しています。

さらに、平成26年6月の降雹対応で被害を最小限とした初動対応の重要性を教訓に情報伝達や初動態勢の強化などに継続的に取り組むとともに、頻発するゲリラ豪雨による都市型水害対策についても、雨水管等の設置などの施設整備が求められています。また、新型インフルエンザをはじめとする感染症への対応や、振り込め詐欺や子どもを狙った犯罪の防止、食品への異物混入なども含め、私たちの生活の安全安心を脅かす多くの事象が発生しています。

このように自然災害から感染症、防犯等に至るまで、危機管理の意識が求められる課題が広がりをみせており、起こり得る多様な事態に対し、迅速かつ確実に対応するために、行政の果たすべき役割と市民の自助・共助の取り組みの向上が求められています。

(2) 公共施設の更新時期の到来と都市環境の変化への対応

三鷹市においては、高度経済成長期に建設した施設が、築40年を超え、その延

床面積は、ピーク時には 25,000 m に近い水準に達し、その後もほぼ 5,000 m から 10,000 ㎡の水準で公共施設が築 40 年を迎えることになります。

このような状況に対し、三鷹市では、平成 21 年 3 月に策定した「都市再生ビジ ョン」を踏まえ、新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備事業など公共施設の 効果的な維持・保全・更新に向けた取り組みを進めています。また、安全安心の視 点から、小・中学校やコミュニティ・センターなどの公共施設の耐震化にも積極的 に取り組んできました。

今後も公共施設の耐震化を進める一方、施設データベースの整備、公共資産の管 理体制の整備を図り、公的不動産の合理的な所有や利用形態を最適化する「公的資 産のマネジメント」(PRE パブリック・リアル・エステート)の確立を図り、市が 保有する不動産の合理的な利活用を進めることが必要です。また、平成24年3月 に策定した「公共施設維持保全計画 2022」に基づき、ファシリティ・マネジメン トの視点を重視した施設更新を計画的かつ効率的に実施することが求められてい ます。

さらに東日本大震災によって、公共施設だけでなく、民間建築物の防災性能の向 上や耐震化の重要性も再認識されています。木造住宅密集地域の改善や緊急輸送道 路沿道の建築物の耐震化などが重要な課題となっています。

多くの公共施設が更新時期を迎えるなかで、三鷹の都市環境も大きく変わろうと しています。日本無線株式会社三鷹製作所の移転、杏林大学井の頭キャンパスの開 設、東京外かく環状道路事業への対応、三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業の推 進など、こうした変化を好機と捉え魅力的なまちづくりを積極的に推進することが 必要です。都市再生にあたっては、コミュニティ創生にもつながるよう工夫した施 設整備や取り組みが求められています。

※築年数は、平成23年度を築0年として算出しています。 25,000 20,000 (m) 15,000 延床面積 10,000 5.000 (築35年) (築34年) (築45年) (築41年) (築40年) (築37年) (築42年) (築39年) (築38年) 昭和37 (築49年) (築48年) (築44年) (築43年) (築36年) 42 45 446 448 449 550 551 533 建築年度

市有施設の築年数別延床面積の推移

出典:公共施設維持保全計画 2022

(3) 地域に暮らす人々の「共助」の仕組みづくり

近年急速に少子高齢化が進み、高齢者の単身世帯が増加する中で、「無縁社会」というメディアの表現に象徴されるように、地域での人々のつながりの希薄化や空洞化が進行する傾向にあります。男女共に平均寿命が長い傾向にある三鷹市でも、高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯が増加する傾向にあります。

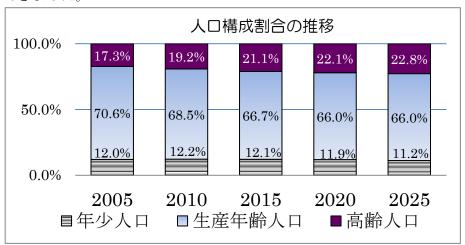
また、核家族化が定着し、子育ての知恵が伝承されにくい環境の中で子育てをしている若い世代が一般的になっています。従来、家族、地域、会社で担ってきた、いわば目に見えない社会保障は、これまでの機能を失いつつあります。

そこで、少子高齢化が進展する地域において、住民同士の「支え合い」による新たな「共助」の仕組みが重要になっています。また、東日本大震災を通して、困った時は助け合う「共助」の仕組みや助け合いの精神などの「ソーシャル・キャピタル(社会的資本)」の重要性が再認識されています。

三鷹市では「コミュニティ創生」の取り組みの一環として、住民協議会をはじめとする地域の市民、関係団体等が連携してネットワークを形成し、地域での課題解決に向けて協働して取り組む地域ケアネットワーク推進事業を全市に展開しました。今後は、事業内容のさらなる充実が求められます。さらに、高齢者や子育てをしている若い世代のほかに、障がい者、求職者、低所得者、そして社会的に孤立状態にある人への支援を含めた広義のセーフティーネットの構築に向けた取り組みが自治体や地域社会に求められています。また、世代間コミュニケーションの再構築により、3世代、4世代が交流し生活できるような、「みんなが一緒にいる」まちづくりへの取り組みも必要とされます。

(4) 進展する高齢化への対応

三鷹市における急速な高齢化の進行と生産年齢人口の減少は、市財政の歳入と歳 出の両面に大きな影響を及ぼすことが予想されます。三鷹市はこれまで、高齢化の 進展する中で、必要なサービスが必要な人に確実に届くよう、福祉サービスの充実 に努めてきました。



出典:計量経済モデルによる三鷹市経済の長期予測報告書(平成27年3月修正)の推計値をグラフ化

今後は来るべき人口減少時代も視野に入れて、高齢者も含めたさまざまな世代の市民が生きがいを持って暮らせるよう、それぞれが持つ知識や経験を活かし、能力を発揮しながら活躍できるような施策の取り組みが一層求められます。三鷹市が先駆的に進めてきた SOHO 支援事業などを通じて、主婦(夫) やリタイアした高齢者が支援を受けて起業すれば、実質的な生産年齢人口の増加となり、財政面への影響とともに、社会的・地域的課題解決への効果も期待される重要な取り組みとなると考えられます。

また、平成27年3月に策定した三鷹市高齢者計画・第六期介護保険事業計画に基づく医療、介護、予防、住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が急務となっています。さらに、地域ケアネットワーク推進事業との連携や、高齢者の日常生活を支える都市機能の強化を含めた、住み慣れた地域社会の中で安全で安心して生活することができる、「理想の長寿社会」の実現が求められています。

なお、国は平成27年度から介護保険制度の改正、生活困窮者自立支援法の施行、 子ども・子育て支援新制度の開始など、社会保障制度改革を進めています。市は、 市民に最も身近な基礎自治体として制度改正に対する的確な対応と市民が安心し て暮らせるためのサービスの提供が求められています。

(5) 子育て支援施策の拡充と生産年齢人口層の市民に選ばれるまちづくり

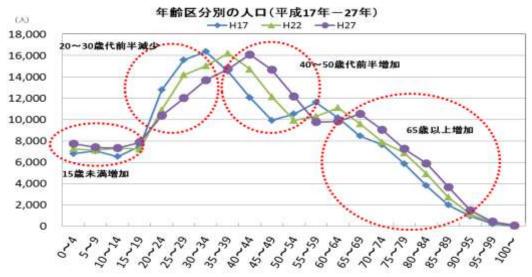
長引く景気の低迷などの影響もあり、女性の就労・共働き夫婦の増加に伴い保育 園や学童保育所での保育ニーズは高まる一方です。また、少子化・核家族化、地域 との結びつきの希薄化が進み、育児への不安の解消、地域での子育て支援など、在 宅の子育て支援が求められています。

三鷹市では、これまで民間活力の導入などにより平成 15 年 4 月から平成 27 年 4 月までに 1,489 人の保育定員の拡大を図ってきました。引き続き、平成 27 年度 から開始された子ども・子育て支援新制度の円滑な運用などにより、保育所待機児 童の解消、放課後対応、在宅子育て支援、ひとり親家庭の支援、子どもの貧困対策 など、すべての子育て家庭及び子どもや若者を視野に入れた多様な支援サービスの 提供を図ることが大切です。

平成17年から平成27年までの住民基本台帳における市の人口の構成を比較すると、10年の間に20歳代から30歳代までの転入者は減少傾向にあります。未来の三鷹のまちづくりを担う子どもたちを育み、また若い世代に住みたいと思われるまちを創るためにも、保育施策を始めとした子育て支援施策や、コミュニティ・スクールを基盤とした地域に開かれた教育施策のさらなる拡充が必要です。

さらに、少子高齢化と人口減少時代においては、企業誘致や優良な住宅開発の誘導とともに、三鷹駅前再開発は、商店街などを中心に歩行者が歩いて楽しめる、にぎわいやコミュニティを生む都市空間を創出するまちづくりを進めるなど、選ばれ

る・魅力あるまちづくりを推進することにより、生産年齢人口層の市民の増加を図ることが、市の財政力と人財力の維持・向上のためにも重要です。



出典:住民基本台帳からみた三鷹市の人口 ※平成27年は外国人住民を含む

(6) 低炭素都市、持続可能なサステナブル都市 (注1) への転換

平成9年に開催された地球温暖化防止京都会議において、日本の温室効果ガス排出量を平成20年から平成24年までに平成2年レベルから6%削減するという目標を達成しましたが、排出量は、火力発電における化石燃料消費量の増加等により現在も増え続けています。

将来世代に地球温暖化などの影響を及ぼさないためにも、低炭素社会、資源循環型社会への転換が必要です。東日本大震災と原子力発電所の事故による計画停電や節電などの経験から、人々の省エネルギーへの意識が高まっている機会をとらえて、事業者だけでなく個人のライフスタイルの転換も含めた取り組みを進めていく必要があります。

省エネルギーへの取り組みと再生可能エネルギーの利用拡大、環境負荷の少ない 公共交通機関の整備や快適な歩行・自転車走行空間の整備など、次代の環境都市へ とつながる新たな環境施策の展開が求められています。

さらに、国内外の都市の政策も参考にして、後世に環境や財政悪化等の「負の遺産」を残さず、活力ある地域であり続けるための三鷹独自のサステナブル政策の推進も求められています。サステナブル都市の要素として三鷹市が掲げた「環境保全」「緑・農地の保全」「経済発展」「社会・文化」「交通・エネルギー」の5つについて個別ではなく、すべてを「統合的」に包含した都市政策と取り組みが引き続き必要とされています。

(注 1) サステナブル都市: 持続可能な都市のこと。特に先駆けて取り組みが行われた国内外の都市では、「環境問題」「経済の活性化」「社会問題の解決」など3つの要素について、個別ではなく「統合的」に包含して、都市の持続可能性を重視しています。

(7) 協働領域の拡大と民学産公による協働のまちづくり

第3次基本計画の策定以降、市民協働センターを開設し、自治基本条例を制定するとともに、無作為抽出の公募委員方式による市民会議・審議会の運営やパブリックコメント制度、パートナーシップ方式など各種の自治・分権の制度や仕組みの具体化を進めてきました。その結果、市民会議・審議会の活性化や計画等の推進体制の強化が進むなど、「参加と協働の日常化」が推進され、市政を着実に前進させつつあります。今後もこの多元的、多層的な市民参加の手法を重視した取り組みを推進する必要があります。

協働領域が拡大するなか、住民協議会や町会・自治会等の地域自治組織の活動支援やコミュニティ・スクールの充実・発展など、今後もコミュニティの視点を基礎に置きながら、市域全体としての視点からも地域の人財、情報、歴史、文化、自然環境、民間活力などのあらゆる資源を活用することが必要です。

また、まちの活力を高めるため、まちづくり三鷹、三鷹ネットワーク大学推進機構、みたか都市観光協会、みたか市民協働ネットワーク、花と緑のまち三鷹創造協会をはじめとする多様な団体との民学産公が連携した参加と協働のまちづくりをさらに強化することや、福祉、環境、まちづくりなどの課題に応じた市民団体・NPOとの連携も重要になっています。

第4 計画改定の基礎

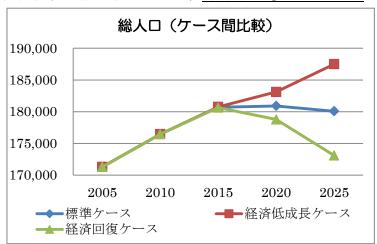
1 人口動向と計画人口

日本全体の人口は平成 19 (2007) 年から減少基調に転じていますが、「計量経済 モデルによる三鷹市経済の長期予測報告書(平成 27 年 3 月修正)」の人口推計によ ると、住民基本台帳ベース(外国人住民人口を除く)による市の総人口は、平成 22 年度(2010年度-平成 23年・2011年1月1日現在、以下表記も同じ)現在 176,471 人で、モデルの「標準ケース」では平成 27 (2015)年度は18万人を超え、以後は、ほ ぼ横ばいで、平成 37 (2025)年度は180,078人と予測されています。

しかし、同推計モデルにおける経済状況の経済回復ケースにおいては、平成 37 (2025) 年度は 173,102 人と 175,000 人を下回る推計値も出されています (三鷹市においては景気が低迷し地価が下がる状況の方が、人口が増加する傾向にあります。)。また、経済低成長ケースにおいては、平成 37 (2025) 年度は 187,496 人と 185,000 人を上回る推計値も出されています。

こうした推計値を踏まえつつ、第4次基本計画第1次改定においては、これまで 続いてきた人口増加を前提とした計画とするのではなく、将来、確実に訪れる人口 減少時代を見据え、着実な計画行政を推進するために、「計画人口」を「おおむね

180,000 人」とし、地域経済の発展と環境との調和のとれたサステナブル都市を基調としたまちづくりを推進します。また、社会経済状況の変化等に伴う将来人口の増減、人口構成の変化も見据えた行政需要に的確に対応するよう行政サービスを提供します。



三鷹市の今後の人口構成の変化としては、同人口推計によると、高齢化が一層進行し、高齢人口割合が 2025 年には 22.8%まで上昇する一方、生産年齢人口割合は 2010年以降既に減少傾向を示し、2025年で 66.0%に低下すると予測されています。年少人口割合は当面の間は、ほぼ横ばいで推移すると予測されています。

三鷹市における年齢構造の将来予測(標準ケース)

	2010年	2015 年	2020 年	2025 年	
	(平成 22 年)	(平成 27 年)	(平成 32 年)	(平成 37 年)	
O~14 歳人口割合	12. 3%	12. 1%	11. 9%	11. 2%	
15~64 歳人口割合	68. 5%	66. 7%	66. 0%	66. 0%	
65 歳以上人口割合	19. 2%	21. 1%	22. 1%	22. 8%	

出典:三鷹市「計量経済モデルによる三鷹市経済の長期予測」(平成27年3月修正)

2 財政見通し

(1) 財政状況を踏まえた財政フレームの見直し

政府は、平成27年度の景気動向について、消費や設備投資の増加を中心とした 民需主導の経済成長を見込んでおり、国税収入の増を背景に「経済再生と財政再建 の両立を実現する予算」とするなど、景気回復の兆しが見え始めました。

平成27年度予算では、法人市民税が一部法人の業績回復を反映して増となるなど、市政運営の根幹となる市税はリーマンショックの影響を受ける前の水準を上回るまでに回復しました。さらに、平成26年4月からの消費税率引上げの影響の平年度化などにより地方消費税交付金が増となるなど、経常的な一般財源の伸びを背景に、一時の危機的な財政状況は脱しつつあります。

その一方で、医療、介護、少子化対策や障がい福祉などの社会保障関連経費は増加傾向にあるほか、法人市民税法人税割の一部国税化や法人税率引下げの影響が懸念されるなど、先行きが不透明な側面もあり、依然として予断を許さない財政状況にあります。

こうした財政状況の中で、「都市再生」や「コミュニティ創生」などの各プロジェクトを実現していくために、第1次改定にあたっては施策の重点化を図るとともに財政基盤を強固なものとするために、引き続き行財政改革を推進していく必要があります。

第4次三鷹市基本計画では、中期及び後期の計画期間については「財政の見通し」を設定し、財政状況を踏まえ適宜見直しを行うこととしていました。第1次改定にあたっては、中期計画期間の4年間の主要事業等を含めた歳出と、それに対応した歳入を年次ごとに推計し「財政フレーム」として明らかにします。「財政フレーム」の設定にあたっては、「計量経済モデルによる三鷹市経済の長期予測報告書」なども参考にしながら推計を行うこととします。

(2) 主要な財政目標の設定

市は、健全な財政運営を持続するため、具体的な数値目標を以下のとおり設定し、計画の策定に取り組むものとします。

次の「経常収支比率」、「公債費比率」、「実質公債費比率」及び「人件費比率」の 4指標は、自治体経営の上で地方財政の健全性を診断するための重要な指標とされ ています。行財政改革の徹底を通して、収入と支出のバランスのとれた、安定した 行財政運営の推進を図ります。

経常収支比率 概ね80%台を維持

(特殊要因による場合にあっても 90% 台前半に抑制)

公債費比率 概ね8%を超えないこと 実質公債費比率 概ね6%超えないこと 人件費比率 概ね20%を超えないこと

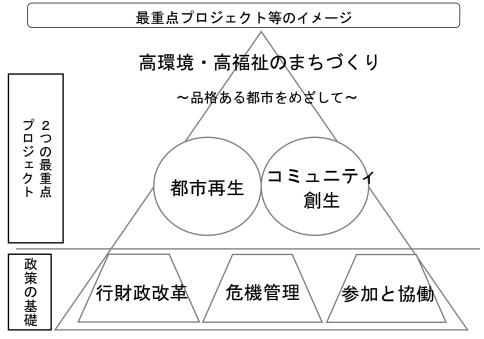
第5 最重点・重点プロジェクトの設定

1 「選択と集中」によるプロジェクトの重点化

第4次基本計画では、2つの最重点プロジェクト、1つの緊急プロジェクトと6つの重点プロジェクトを設定し、これまで重点的な取り組みを進めてきました。

第1次改定における最重点・重点プロジェクトについては、社会経済状況の変化や第4次基本計画前期4年間の達成状況等を踏まえ、「都市再生」と「コミュニティ創生」の2つを「最重点プロジェクト」とし、これらを主要課題として展開するものとします。緊急プロジェクトである「危機管理」については、市民生活の安定を支える基盤として各プロジェクトに通底する考え方であることから、「参加と協働」、「行財政改革」とともに「政策の基礎」と位置づけます。

2 2つの「最重点プロジェクト」の主な取り組み



「最重点プロジェクト」

(1) 成熟した都市の質的向上を目指す、「都市再生」プロジェクト

- ◇ 市民が安心して暮らすことができる防災拠点、健康でいきいきと安心して生活できる多様な機能が融合した元気創造拠点とした新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備事業の推進
- ◇ 新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の運営にあたって、防災、健康、スポーツ、生涯学習、子どもの発達支援など専門分野ごとのサービス提供の充実、 各機能を融合した質の高いサービスの提供、コミュニティ創生に資する拠点としての多様な市民との協働の推進
- ◇ 公共施設の更新時期を迎え、公共施設維持保全計画 2022 に基づく公共施設の機能や利便性の向上及び施設の長寿命化を図るための計画的な施設の維持保全

(2) ともに支えあう地域社会を生み出す、「コミュニティ創生」プロジェクト

- ◇ コミュニティ住区を基盤として、住民協議会をはじめとする地域の市民・関係 団体等が連携し、協働して取り組む地域ケアネットワーク事業の拡充や、高齢 者や障がい者など、実効的な災害時避難行動要支援名簿の運用方策の確立
- ◇ 中学校区を単位として全市展開されている、保護者や地域の住民が参画するコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展
- ◇ 人と人とがつながるコミュニティ創生をめざすため、コミュニティを基礎とする住民協議会、地域ケアネットワーク、コミュニティ・スクール、みたか市民協働ネットワークなど、地域課題等に関する関係団体間の情報共有、連携の推進

3 重点プロジェクトの設定

上記の「最重点プロジェクト」のほか、「重点プロジェクト」として、「子ども・子育て支援」、「健康長寿社会」、「セーフティーネット」、「サステナブル都市」、「地域活性化」、「都市交通安全」を継続して設定します。また、緊急プロジェクトである「危機管理」を政策の基礎として位置づけを変更し、あらゆる政策分野における危機管理意識の徹底、総合的な危機管理能力の向上をめざします。あわせて、防災・減災を含めた市民生活の安全確保は、引き続き重要な課題であることから「安全安心」を重点プロジェクトに追加し具体的な取り組みを積極的に進めることとします。

また、全庁をあげて横断的、総合的な取り組みを進める必要のある、新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備関連事業、社会保障と税番号制度関連事業については、一覧的に明示するよう工夫します。

第4次基本計画第1次改定における最重点・重点プロジェクト(案)

《 2つの最重点プロジェクト》

- 1 成熟した都市の質的向上をめざす、都市再生プロジェクト
- 2 ともに支えあう地域社会を生み出す、コミュニティ創生プロジェクト

《 7つの重点プロジェクト》

- 1 いきいきと子どもが輝く、子ども・子育て支援プロジェクト
- 2 いつまでも元気に暮らせる、健康長寿社会プロジェクト
- 3 市民の命、暮らしを守る、セーフティーネットプロジェクト
- 4 持続可能な都市をめざす、サステナブル都市プロジェクト
- 5 まちの活力、にぎわいをもたらす、地域活性化プロジェクト
- 6 誰もが安全で快適に移動できる、都市交通安全プロジェクト
- 7 すべての人が心安らかに暮らせる、安全安心プロジェクト

【各論 各部連携事業】

新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の整備と効率的で魅力的な運営

~災害に強いまちづくりの拠点整備と多様な施設が融合した元気創造拠点の創出~

取り組みの方向

新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備事業は、独立行政法人都市再生機構の防災公園街区整備事業の活用により、市民センターの東側に隣接した場所に防災公園として公園施設とその下部にスポーツセンターを整備するとともに、老朽化し耐震性に課題のある北野ハピネスセンター(幼児部門)、総合保健センター、福祉会館、社会教育会館を集約し、防災センター機能を加えた多機能複合施設(子ども発達支援センター、保健センター、福祉センター、生涯学習センター、防災センター)を一体的に整備するものです。本施設を整備することにより、災害に強いまちづくりの拠点整備を進めるとともに、生涯学習、スポーツ、福祉、健康づくりなど多様な機能が融合した元気創造拠点として、質の高い新たな市民サービスを提供します。効率的な管理運営の実現のため、芸術文化生涯学習スポーツ振興財団(仮称)等と協働した魅力的な事業展開を検討します。

主要事業案

- ・新川防災公園・多機能複合施設(仮称)に係る情報通信システムの構築(第2部第1)
- ・新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の整備(第2部第6)
- ・災害対策本部活動拠点整備と防災センター機能の拡充による危機管理力の向上 (第3部第4)
- ・コミュニティバスの再編等による交通アクセスの利便性の確保(第3部第5)
- ・再生可能エネルギーの活用等による環境への配慮(第4部第2)
- ・福祉センター・保健センター等の整備による機能の充実(第5部第1)
- ・子ども発達支援センターの開設と機能の充実(第5部第3、第6部第2、第6部第3)
- ・新川防災公園・多機能複合施設(仮称)を核とした総合的な健康増進事業の展開 (第5部第5)
- ・学校教育と、生涯学習・芸術文化・生涯スポーツ等との連携の強化(第6部第4)
- ・災害対策本部と避難所運営との連携強化(第6部第4)
- ・生涯学習センターの整備と生涯学習の一層の推進(第7部第1)
- ・スポーツセンターの整備と同施設を拠点とするスポーツ教室等の活動支援(第7部第2)
- ・集約化した施設の跡地を活用した和洋弓場の整備(第7部第2)
- ・施設利用におけるボランティア・ポイント制の導入など積極的な市民参加の推進 (第8部第1)
- ・三鷹ネットワーク大学との連携による運営の検討(第8部第1)
- ・複合施設のメリットを生かした新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の魅力的で効率 的な管理運営体制の構築(第8部第2)

※スポーツセンター、子ども発達支援センター、保健センター、福祉センター、生涯学習センター、防災センターの施設名称は、いずれも仮称です。以下同じ。

社会保障・税番号制度の適正な運用

取り組みの方向

平成27年10月の個人番号付番、住民への番号通知、平成28年1月の個人番号カード発行など、平成27年度の番号制度開始に向けた導入準備を行います。また、平成28年1月からの個人番号の庁内利用開始、平成29年7月からの地方公共団体等との情報連携の開始などを円滑に進め、市民サービスの向上及び行政事務の効率化に努めます。

番号利用に当たり、特定個人情報保護評価 (PIA) や制度対応に必要な情報システムの構築・改修に取組みます。また、市民への周知を図るとともに、窓口における市民サービスのさらなる向上に向けた検討を行います。

- ・社会保障・税番号制度への適切な対応 (システム・PIA) (第2部第1)
- ・社会保障・税番号制度の適正な運用及び個人情報保護の徹底(第8部第2)
 - ▷番号法の施行に伴う特定個人情報保護条例(仮称)等の制定等
 - ▷個人番号カードの円滑な交付
 - ▶住基情報、市税情報等の連携に向けた検討
 - ▷市民サービス向上及び行政事務の効率化の推進

【各論 第1部~第8部】

第1部 世界に開かれた平和・人権のまちをつくる

第1 国際化の推進

取り組みの方向

市における外国人住民数は、2,800人前後で推移しているものの、世界中の人々がインターネット等を通じて相互に交流ができる現代にあっては、国際化の進展は今後ますます加速していくと考えられます。

このような世界的な大きな流れの中で、地球規模で物事を考えながら相互理解を促進していくための各種啓発や情報提供等を実施していくとともに、地域で暮らし、活動している外国籍市民を、日常生活の場でサポートしていくことも、引き続き重要になってきます。

三鷹市では、三鷹の森ジブリ美術館等に既に多く外国人観光客が来街していますが、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催をきっかけとして、今後さらに増加が見込まれる外国人観光客に対して、市内の観光情報や歴史・文化等の情報発信や発信方法等について検討し、充実を図る必要があります。

そのために多言語による積極的な情報発信、災害時・緊急時における的確な情報 提供、外国籍市民からの意見・提案等の施策への反映などを、地域に根差した国際 化の一環としてとらえ、三鷹国際交流協会をはじめとする市内の関連団体と連携を 図りながら更に取り組みを進めます。

- ・三鷹国際交流協会との連携強化
- ・みたか国際化円卓会議の開催と市政への反映
- ・多言語による情報提供施策の充実(外国語版生活ガイドの発行等)
- ・東京都の施策と連携した外国人観光客等向けのWiFi環境の整備

第1部 世界に開かれた平和・人権のまちをつくる

第2 平和・人権施策の推進

取り組みの方向

平和は、人類すべての共通の願いであり、市の基本構想に掲げる基本理念においても「平和の希求」を明確に位置付けています。市では、平和を単に戦争や紛争のなどの直接的な暴力のない状態だけでなく、環境破壊や貧困などの地球規模の課題や問題にも目を向けた積極的平和の視点に立ち、異なる国や文化、歴史等を理解し認め合う地球市民としての自覚を育むため、地球市民講座等の事業を実施し、広く平和意識の醸成に努めています。戦後70年を迎える今日、戦争の記憶を風化させることなく、次世代へと継承していくため、市内の関連団体等と協働で、平和関連事業を推進していきます。

また、子ども、高齢者、障がい者、外国籍市民等に対する差別、いじめ、虐待等の解消に向け、広く人権意識を啓発していくと同時に、子ども自らがいじめ、誘拐、虐待、性暴力等のあらゆる暴力から身を守るための教育プログラム(CAP)の実施を関連部署との連携のもとに展開していきます。

- ・ 積極的平和事業の推進
- ・人権意識の総合的啓発 ▷子ども自身の力を高めるプログラム (CAPワークショップ) の普及
- ・平和展や市内戦争遺跡のフィールドワーク等の開催
- ・戦争体験談や関連資料のアーカイブ化とデジタル平和資料館の開設・運営

第1部 世界に開かれた平和・人権のまちをつくる

第3 男女平等社会の実現

取り組みの方向

性別に関わらず個人としてだれもが尊重され、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる男女平等参画社会の実現は、女性だけでなく、男性にとっても生きやすい社会をつくることにつながる重要な課題です。

配偶者等からの暴力 (DV:ドメスティック・バイオレンス) や各種ハラスメント (セクハラ・マタハラ等) は人権侵害であると十分に認識し、人権尊重の立場に立った男女平等参画意識の醸成に努めます。

また、第4次基本計画と同時に改定を行う「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022」の推進にあたっては、男女平等参画審議会における諮問答申や庁内関係部署と の連携を図りつつ、市内外の関係機関・関連団体と協働で事業を展開します。

さらに、一人ひとりの生き方や働き方を尊重しながら、仕事・家庭・地域生活の調和とそれぞれの充実による相乗効果を期待し、市民・事業者等のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを進めます。

- ・「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022」の改定と推進
- ・配偶者等からの暴力を容認しない風土づくりをめざした啓発事業の実施
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発事業等の実施

第1 情報環境の整備

取り組みの方向

情報通信技術(以下「ICT」という。)の活用による「安全安心な生活環境の実現」、「より利便性の高い市民サービスの提供」、「市民間の豊かな情報交流の実現」を目指すとともに、「情報セキュリティの確立や個人情報保護」、「災害時等における事業継続性の確保」などを図ることを目的として、ICT環境の整備と利活用を推進します。

平成19年度から21年度までの3か年で実施してきたユビキタス・コミュニティ推進事業の成果を引き継ぐとともに、ICTに関する新たな発展や国の施策及び社会状況の変化等に対応して改定する「地域情報化プラン2022」に基づき、「ICTを活用した安全安心な生活環境の実現」、「ICTを活用した地域社会の活性化の促進」、「ICTを活用した魅力ある教育・生涯学習の推進」、「情報提供の充実と行政手続の利便性の向上」、「地域情報化を支える基盤の整備」に取り組みます。

- ・「地域情報化プラン 2022」の改定と推進
- ・新川防災公園・多機能複合施設(仮称)に係る情報通信システムの構築(再掲)
- ・社会保障・税番号制度への適切な対応(再掲) (PIA、システム改修、市民サービスの拡充等)
- ・三鷹市ホームページのアクセシビリティ向上
- ・オープン・ソース・ソフトウェアの活用による地域活性化
- ・オープンデータ、ビッグデータの活用の検討
- ・必要な市政情報のスマートフォン対応の検討及び推進

第2 都市型農業の育成

取り組みの方向

「農のあるまちづくり」を推進するため、農地の保全と活用の推進、魅力ある都市農業の育成、農とのふれあいの場の提供とその推進体制の整備を図るとともに、農地の多面的機能の活用や農業経営の改善、担い手の育成支援等を通して農産物のブランド化を支援します。農業者の営農継続に向けた積極的な支援を行い、認定農業者の増加に努めます。

また、三鷹産農産物の地産地消の取り組みや農業公園等での農業体験を推進し、 農業への親しみや理解を深め、消費者ニーズに対応した都市農業の育成を関係団体 と協働で推進していきます。

- ・「農業振興計画 2022 (改定)」の改定と推進
- ・国家戦略特区を活用した都市農業の推進
- ・援農ボランティアの養成
- ・魅力ある農業公園や市民農園の運営
- ・三鷹産農産物のブランド化の支援や地産地消の推進
- ・認定農業者制度の普及促進

第3 都市型産業の育成

取り組みの方向

「産業と生活が共生する都市」をめざす「産業振興計画 2022」に基づき、高度な技術力、研究開発力を持つものづくり産業や、優れた情報・コンテンツ産業のほか、多様化が進むSOHO事業者等、中小企業の経営基盤の強化を図り、民学産公の連携による「価値創造都市型産業」の振興を推進します。

また、多様なSOHO支援施策を推進するとともに、都市型産業誘致条例や都市計画的手法を活用し、市内事業者の支援と企業の誘致促進を図ります。さらに付加価値の高い技術や産業の発掘・育成を進め、三鷹ブランドとして展開を図ります。加えて、三鷹商工会、まちづくり三鷹、三鷹ネットワーク大学推進機構などの関係団体と協働したまちづくりを進め、都市型産業の更なる活性化を推進します。

- ・「産業振興計画 2022」の改定と推進
- ・「都市型産業誘致条例」に基づく企業誘致の推進
- ・SOHOの起業・継続支援の拡充及びICT産業の育成
- ・起業者の開発拠点等としての三鷹産業プラザとの連携
- コミュニティビジネス、ソーシャルビジネス、NPO活動の支援
- ・日本無線株式会社三鷹製作所移転への対応

第4 1商業環境の整備 1商業環境の整備

取り組みの方向

「産業と生活が共生する都市」をめざした「産業振興計画 2022」の商店街の活性化(商店街振興プラン)に基づき、市民が地域の商店街で楽しみながら日常の買い物ができるよう買物環境の整備を行い、消費者の利便性の向上を図ります。「商店街の活性化及び商店街を中心としたまちづくりの推進に関する条例」に基づき、商店会が実施するイベント・施設整備や空き店舗を活用した新しい商店の誘致等、商業環境の整備を推進します。また、地域商品券と連携した市内商業活性化を目指します。

主要事業案

- ・「産業振興計画 2022」の改定と推進
- ・買物環境の整備
- 経常的な地域商品券発行支援と連携した市内商業活性化
- ・定期市(マルシェ)の拡充などによる商店街の賑わいづくりの推進

第2部 魅力と個性にあふれた情報・活力のまちをつくる

第4 1 商業環境の整備 2 都市型観光の推進

取り組みの方向

三鷹らしい都市観光施策を進めるため、みたか都市観光協会や関係機関との協働により、市立アニメーション美術館(三鷹の森ジブリ美術館)、国立天文台等の地域資源を活用・情報発信するとともに、三鷹フィルムコミッションの取り組みを支援し、「住んでよし、訪れてよしのまち三鷹」の実現に向け、「おもてなし」の心に満ちた都市型観光を推進します。

また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向け、三鷹市の魅力を全国に発信するとともに、大会開催の意識醸成の取り組み等と連携した地域活性化を推進します。

- ・みたか都市観光協会との連携、協働による都市観光の振興
- ・三鷹フィルムコミッションによるロケの誘致及び市民への愛着の醸成
- ・地域資源の発掘、活用による三鷹ブランドの創出・推進
- ・観光に関する基本方針(仮称)策定の検討と三鷹らしいコミュニティツーリズム の推進

第5 消費生活の向上

取り組みの方向

適切かつ迅速な消費者相談に対応するため、PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)を活用した、相談体制の充実や情報提供事業を展開します。また、地域包括支援センターや高齢者関係部署等と連携して、高齢者の見守り環境の整備や消費者被害を防止する体制の充実に取り組むとともに、自立した「賢い消費者」を育成するため、児童から社会人に至るまでの体系的な消費者教育の充実を推進します。さらに、市民のくらしを守る会議の新たな取り組みをまとめたアクションプログラムをもとに、消費者被害防止に関する施策に取り組みます。

雇用確保に向けては、ハローワーク三鷹、東京しごと財団などの関係団体との連携を深め、求職者の状況に応じた就業支援など、市民の生活の安定に向けた取り組みを進めます。また、ワーク・ライフ・バランスの推進、勤労者福祉サービスセンター、多摩東部地域産業保健センターなどとの連携により、勤労者が安心して働ける環境づくりを推進します。

- ・消費者相談や情報提供事業の充実
- ・ライフステージにあわせた消費者啓発及び消費者教育の充実
- ・高齢者の消費者被害防止体制の充実
- ・就労支援団体との連携による就職面接会・就職支援セミナーの開催

第6 再開発の推進

取り組みの方向

三鷹駅前地区については、三鷹駅前にふさわしい多世代が集う魅力ある都市空間を 創出するため、現在、三鷹駅南口中央通り東地区の事業化に向け、三鷹市も地権者と して地元協議会に参加し、都市再生機構とともに検討を進めています。当該事業は、 区域内幹線道路第2期整備事業や中央通りモール化整備事業と一体的に展開できるよ う関係機関と協力して取り組んでいきます。

また、再開発の推進にあたっては、商業施設等の集積による地区のにぎわい拠点の整備や、公共施設・公共機関の再配置の検討、安全な交通環境の整備など、歩行者をはじめ周辺環境に配慮した駅前空間の整備に向けて、駅前地区周辺の面的なまちづくりについて検討します。

そこで、三鷹駅前地区における再開発の動向や社会情勢の変化を踏まえ、安全で快適な都市空間の創出と地域の活性化を図るため、これまでの考え方を継承しつつ、「三鷹駅前地区再開発基本計画」を改定し、三鷹駅前地区における再開発を一層推進するものとします。

三鷹台駅前周辺地区については、「まちづくり推進地区整備方針」の策定に取り組みます。また、この整備方針に基づき、三鷹都市計画道路3・4・10号の都市計画を変更し、三鷹台駅前広場等の整備に取り組んでいきます。

新川防災公園・多機能複合施設(仮称)については、新たな市民サービスの拠点となるよう整備事業を推進するとともに、効率的で魅力的な運営の実現を目指します。

- ・「三鷹駅前地区再開発基本計画」の改定と推進
- ・三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業の推進
- ・区域内幹線道路第2期整備事業の推進
- ・公共施設・公的機関の再配置の検討
- ・三鷹台駅前周辺地区まちづくり推進地区整備方針の策定及び三鷹台駅前広場 整備等の実施
- ・新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の整備(再掲)

第3部 安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる

第1 安全で快適な道路の整備

取り組みの方向

都市計画道路の整備にあたっては、環境や景観に配慮した質の高い道路づくりの考え方を軸に、地域のまちづくりとの一体性なども考慮し、近隣区市と連携した広域的な道路行政を推進します。

東京外かく環状道路事業における中央ジャンクション・東八道路インターチェンジ 周辺の東京都施行の優先整備路線等について着実に事業が進捗するよう要望します。 また、進め方については、「対応の方針」が確実に実施されるよう引き続き国・東京都 に強く要請していきます。

また、大規模な土地の利用が転換される場合、地域の課題となっている道路整備を 開発事業等にあわせて、適切に指導します。

道路整備にあたっては、「バリアフリーのまちづくり基本構想 2022」に位置付けられた重点整備路線及び重点整備地区を中心に、バリアフリー化の推進を図るとともに安全に安心して通行できる道路環境の創出を推進します。

都市部では、多くの土地で境界や地積が不明確なままとなっています。三鷹市も例外ではないため、公共物の適正な管理、土地取引の円滑化、震災等による災害復旧の迅速化、さらにはまちづくりの円滑な推進を図る等の観点から、地籍調査の実施及び事業推進が必要不可欠であるため、都市再生地籍調査事業(官民境界等先行調査)に着手し、官官及び官民境界の調査及び測量を推進します。

- 都市計画道路網の整備の推進
- ・都市計画道路(3・4・13号(牟礼)及び3・4・7号(連雀通り))整備の促進
- ・東京外かく環状道路等に対する検討と国等への要請
- ・市道第135号線(三鷹台駅前通り)整備事業
- ・街路灯LED化による省エネルギー化の推進
- ・橋梁長寿命化修繕計画の推進
- ・日本無線株式会社三鷹製作所周辺道路の整備に向けた検討
- ・架空線の地中化・無電柱化の推進
- ・地積調査の実施

第3部 安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる

第2 緑と水の快適空間の創造

取り組みの方向

「緑と水の公園都市」の将来像を実現するため、安全性や利便性、快適性などを視点に高環境のまちづくりに取り組んできました。

年々三鷹の原風景である緑地や農地、生物が生息できる環境が失われていく中で、緑豊かでうるおいのある公園都市の実現のため、民有地における屋敷林・農地等の保全対策を進めるとともに、緑と水の保全、再生・創出のための施策の充実を図ってきました。また、ふるさと空間を再生する「ふれあいの里」(丸池の里、牟礼の里、大沢の里、北野の里(仮称))の整備促進、安全で安心な公園づくり、市民や事業者との協働による緑化の推進など、憩いの空間の提供と身近な緑を増やす取り組みを継続して進めています。特に、市民協働では、花と緑のまち三鷹創造協会を設立し、より市民に近いところで緑の市民活動の支援を行うことが可能となり、協働による緑の保全と緑化推進の新しい仕組みづくりが整いました。

今後の課題等については、新たなまちづくりの展開で創出される拠点や空間等において、「コミュニティ創生」の拠点の一つとして周辺環境と調和を図り整備を進めていくこと、近年の環境問題への対応や災害に強い安全で安心な公園づくりの推進などが求められています。

東京外かく環状道路中央ジャンクション上部空間を中心とした北野の里(仮称)の まちづくりについては、市民意見を反映し、具現化に向けた検討と調整を進めます。

- ・「緑と水の基本計画 2022」の改定と推進
- ・ふれあいの里の整備及び周辺の風景・景観づくりの推進
- ・「農地の保全に向けた基本方針」に基づく農地等の保全・活用の推進
- ・公園の再生に向けた施策の推進
- ・花と緑のまちづくり事業の推進
- ・「まちなかグリーンベルト」の創出

第3部 安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる

第3 住環境の改善 1住環境の改善

取り組みの方向

地域のまちづくりについては、地域の特性に合ったきめ細かい整備手法を活用し、協働型のまちづくりが展開されるよう誘導し、従来のまちづくりに関する法律や諸制度に加え景観法を活用して総合的な推進を図ります。今後、整備が予定されている東京外かく環状道路周辺の都市計画道路及び牟礼地域の東八道路の沿線について、防災、活性化等の観点から用途地域の見直し、地区計画制度の活用等を検討するとともに、減少が予想される農地の保全を図るために、「農地の保全に向けた基本方針」に基づき、農地等の保全・活用に努めていきます。大規模敷地における土地利用転換に際しても同様に取り組むとともに、特別用途地区の拡充等により周辺地区への影響を配慮し、良好な都市環境の形成を図ります。

また、平成24年3月に策定した「バリアフリーのまちづくり基本構想2022」を改定し、引き続きバリアフリーのまちづくりに取り組みます。

さらに、周辺の住環境に影響を及ぼしている空き家については、平成 26 年 11 月に 公布された「空家等対策の推進に関する特別措置法」を踏まえ、総合的な空き家対策 を進めるため、より一層の庁内連携を図ります。さらに、ごみが家屋内または敷地内 に放置されている管理不適切な住宅について、周辺への悪臭や害虫の発生、火災の発 生のおそれ等の悪影響の解消に向けた庁内横断的な取り組みを検討します。

- ・「土地利用総合計画 2022」の改定と推進
- ・「バリアフリーのまちづくり基本構想 2022」の改定と推進
- ・「景観づくり計画 2022」及び「三鷹市景観条例」の推進
- ・用途地域等の見直し
- ・日本無線株式会社三鷹製作所移転に伴う、周辺環境と調和した良好な市街地の 形成
- ・空き家対策の推進
- ・管理不適切な住宅の対策
- ・地区計画制度等の活用

第3部 安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる

第3 住環境の改善 2 安全安心のまちづくり

取り組みの方向

市内における犯罪の刑法犯認知件数は、平成26年は1,500件となり、この10年間でほぼ半減しました。引き続き、市民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という防犯意識を持ち、市民・事業者・関係機関が協働して地域の防犯力向上を目指します。さらに、多くのボランティアによる安全安心・協働パトロールの実施や安全安心メールの配信、商店会・町会等や通学路への防犯カメラの設置、東京都や地域ケアネットワーク等と連携した振り込め詐欺の被害防止啓発など、安全で安心して暮らせる犯罪のないまちづくりを推進します。

- ・安全安心・市民協働パトロール体制の拡充
- ・市内交通機関や事業者との協働による安心パトロールの推進
- ・防犯カメラの設置等による地域防犯力の向上
- ・振り込め詐欺等の特殊詐欺対策の強化

第3部 安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる

第4 災害に強いまちづくりの推進

取り組みの方向

平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、市民の防災に対する意識が向上し、地域における防災力向上の活動が進んでいます。市でも、国や東京都の計画改定のほか、災害対策基本法に基づく要配慮者への対策や市内で発生した風水害等の災害を踏まえ、地域防災計画を改定してきました。防災センター機能を有する新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の整備による危機管理力の向上に向けた機能・体制の強化をはじめ、防災出前講座、総合防災訓練、災害時在宅生活支援施設の整備、地域の防災ネットワークづくりのほか、災害情報システム等の導入・運用や事業継続計画(震災編)を運用するため事業継続管理(BCM)を推進し、自助・共助・公助の防災力の強化を図ります。

また、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進や公共施設のさらなる耐震化の推進などにより災害に強いまちづくりを進めるとともに、東京消防庁と連携した消防署の建替え等といった平常時からの備えを進めます。

- ・災害対策本部活動拠点整備と防災センター機能の拡充による危機管理力の向上(再 掲)
- ・ 実効的な避難行動要支援者名簿の運用方策の確立
- ・防災訓練の多様化
- ・防災出前講座の実施と市民防災協力員の育成
- ・在宅避難者等の支援に向けた生活支援施設整備とミニ防災ひろばづくりの促進
- ・公共施設のさらなる耐震化の推進
- ・災害情報・被災者支援システムの構築と運用
- ・消防団を中核とした地域防災力の充実強化
- ・避難所運営体制の強化
- 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進

第3部 安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる

第5 都市交通環境の整備

取り組みの方向

地域公共交通活性化及び再生に関する法律の一部改正等を踏まえ、地域公共交通活性化協議会を中心に「交通総合協働計画 2022」を改定し、誰もが安全で安心して快適に移動できる公共交通環境の整備を推進します。

コミュニティバスについては、コミュニティバス事業基本方針に基づき、路線バスとの役割分担や地域特性にあったみたかバスネットの推進を図ります。新川防災公園・多機能複合施設(仮称)や杏林大学井の頭キャンパスの開設、東京外かく環状道路周辺都市計画道路等の整備、市内大規模工場の市外移転に伴う土地利用転換や再開発など、今後の都市再生事業との連携を図りながら、既存ルートの見直しを検討します。また、路線バスとの連携を強化しながら、利便性の高い乗り継ぎ方法の検討などを行います。

また、駐輪場の有効活用及び放置自転車数の減少を図るため、サイクルシェア事業の社会実験を実施するなど、自転車交通環境の整備を行い、自転車を「公共交通」に位置付けることについて検証します。

さらに交通安全対策については、自転車に関連する事故、ルール・マナー違反等が 多く発生していることから、警察と連携した交通安全講習会や新たな取り組みを検討 し、推進します。

- ・「交通総合協働計画 2022」の改定と推進
- ・都市再生と連携したみたかバスネットの推進
- ・サイクルシェア事業に向けた社会実験の実施と検証
- ・交通管理者や地域等と連携した自転車事故防止に向けた交通安全施策の推進
- ・コミュニティバスの再編等による交通アクセスの利便性の確保(再掲)
- ・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催に向けた自転車走行空間の整備

第4部 人と自然が共生できる循環・環境のまちをつくる

第1 環境保全の推進

取り組みの方向

持続可能な社会の形成に向け、省エネルギーの取り組みや再生可能エネルギー、 水素等の新たなエネルギーの利用拡大など環境に配慮した「サステナブル都市」の 実現に向けた施策を検討し推進していきます。

平成12年に制定した「環境基本条例」に基づく、「環境基本計画2022」や「地球温暖化対策実行計画(第3期計画)」の施策の展開を、市民・団体・事業者と市が協働して実施していきます。

市庁舎や公共施設で実施している環境マネジメントシステムを適切に運用し環境への意識を高め、環境負荷低減につながる活動に取り組みます。また、環境基金を活用した、市民の環境への意識や行動を高めるエネルギーコスト・マネジメントの視点を含む、公共施設の創エネルギー・蓄エネルギー・省エネルギー対策などの有効活用を推進していきます。

公害防止については、広域的な連携や国・東京都への要請を行うとともに、市民の健康、安全かつ快適な生活環境の確保に向けて、公害発生の原因となる各種発生源対策を強化するとともに、管理体制の強化や公害の監視測定、指導体制等を一層整備していきます。加えて、東日本大震災による原子力発電所の事故に伴う放射線の対応を国・東京都へ要請するとともに、市民の安全と安心を確保するため、状況に応じて市独自の対応を行います。

- ・「環境基本計画 2022」の改定と推進
- ・サステナブル都市の実現に向けた施策の推進
- ・環境基金の活用とエコ住宅の建設誘導の推進
- ・空間放射線量測定や学校・保育園給食用食材の放射性物質検査の継続

第4部 人と自然が共生できる循環・環境のまちをつくる

第2 資源循環型ごみ処理の推進

取り組みの方向

市では、これまで分別収集の実施、事業系ごみ・家庭系ごみの有料化などの施策により、ごみの発生抑制・排出抑制、リサイクルの推進の取り組み、ごみの減量資源化を進めてきました。

また、東京たま広域資源循環組合では、平成 18 年度から焼却灰の資材化(エコセメント化)を行い、ふじみ衛生組合では、容器包装リサイクル法に基づくリサイクルを行うとともに埋立処分対象物も積極的に資源化を図り、最終処分場の長寿命化に努めています。

平成 25 年4月より、ふじみ衛生組合を事業主体として、調布市と共同による新ごみ処理施設 (クリーンプラザふじみ) の運転を開始し、安定的なごみ処理を行うとともに、廃熱を利用したエネルギー回収を行っています。なお、ごみ処理過程で発生した電力や低温水を、東側に隣接して整備する新川防災公園・多機能複合施設 (仮称) で活用します。今後も、ごみ減量・資源化施策を継続して行い、ごみの発生抑制に努めていきます。平成 25 年3月に運転を終了した、環境センターの安全な解体及び跡地利用について検討していきます。

さらに、衛生的に家屋等が管理されていない居住者への財政的支援や福祉的支援 等を検討するとともに、国等の動向を注視しながら条例化に向けた検討を行います。

- ・「ごみ処理総合計画 2015」の改定と推進
- ・ごみ発生・排出抑制の推進
- ・新川防災公園・多機能複合施設(仮称)での再生可能エネルギーの活用等による 環境への配慮(再掲)
- ・クリーンプラザふじみの安定的な稼働と廃熱を利用したエネルギー回収の推進

第4部 人と自然が共生できる循環・環境のまちをつくる

第3 水循環の促進

取り組みの方向

平成 26 年度に策定した「下水道経営計画 2022」に基づいた計画的かつ効率的な事業 運営、健全な下水道経営によるサービスの充実に努めるとともに「下水道再生計画」 に基づき、老朽化した下水道施設を効率的かつ経済的に長寿命化及び耐震化を推進し、 近年多発する都市型水害にも対応します。

平成21年7月に都が策定した「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」に基づく野川水再生センターの事業化スケジュール等の策定について、関係機関と協議を進めます。

また、総務省から要請のあった下水道事業の公営企業会計への法適用化に向け、平成 31 年度までに取り組んでいきます。

- ・「下水道再生計画」の推進(長寿命化事業・地震対策事業)
- 都市型水害対策の推進
- 河川水害対策事業の調整
- ・東部処理区の流域下水道への編入の推進

第1 地域福祉の推進

取り組みの方向

地域においてすべての市民が共に支え合い、地域社会に生きる一員として安心して生活を営み、いきいきと活動ができるまちづくりをめざし、すべての市民が個人として尊重されることを基本に、「市民の自立への努力(自助)」「地域における支え合いの仕組みにより展開される福祉活動(共助)」及び「市民の自立支援への市の健康福祉施策(公助)」が相互に連携して推進されることにより、「高福祉のまち」の実現に向けた取り組みを推進します。

「コミュニティ創生」の取り組みの1つとして、市民、関係機関、事業者等と市が協働してコミュニティ住区等に基礎をおいた支え合いの仕組み(地域ケアネットワーク、災害時避難行動要支援者支援事業や見守りネットワーク事業)の拡充を図るとともに、保健、医療、福祉の連携や福祉人財の養成を進め、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「共に生きる社会づくり」をめざします。

- ・「健康福祉総合計画 2022」の改定と推進
- ・福祉センター・保健センター等の整備による機能の充実(再掲)
- ・コミュニティ創生の次なるステップに向けた取り組みの展開
- ・地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展
- ・高齢者・障がい者・子育て家庭等を地域で支える多職種連携の推進
- ・福祉人財の養成と活動支援
- 災害時避難行動要支援者支援事業の推進
- ・見守りネットワーク事業の推進

第2 高齢者福祉の充実

取り組みの方向

高齢者一人ひとりが、いつまでも健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる地域社会の実現を目指します。また、医療、介護、福祉の多職種の連携を深めながら、認知症施策や在宅医療と介護の連携、生活支援サービスの充実・強化を図り、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供していく「地域包括ケアシステムの構築」に取組みます。

介護予防事業の推進や介護事業者への指導など給付の適正化に努めるとともに、 介護保険制度の円滑な運営に取組みます。

- ・「介護保険事業計画」の策定と推進
- 介護保険事業の円滑な運営
- ・多職種の協働による在宅医療・介護連携の推進
- ・認知症施策の推進
- ・介護予防・生活支援サービスの整備
- ・地域包括支援センターの機能強化と生活支援コーディネーターの配置

第3 障がい者福祉の充実

取り組みの方向

障がい者が人権を尊重され、住み慣れた地域において個性を活かしつつ社会の一員として自立した生活と活動ができ、障がいの有無にかかわらず誰もが共生できるまちづくりをめざします。障がい者の自立支援施策を基礎に、障がい者の主体的な活動を保障するバリアフリーのまちづくりを推進するとともに、障がい者関係法令等を踏まえ、障がい当事者の視点に立ったサービスを提供します。

また、北野ハピネスセンター幼児部門については、新川防災公園・多機能複合施設(仮称)への移転を契機に、地域の中核的な療育支援施設として子ども発達支援センターを開設するとともに、同一施設内に集約される公共施設などと連携し、機能の拡充を図ります。

- ・「障がい福祉計画」の策定と推進
- ・子ども発達支援センターの開設と機能の拡充 (再掲)
- ・障害者差別解消法の施行に向けた取り組み
- ・障がい者(児)の就労支援の充実
- ・北野ハピネスセンターの適切な施設管理と成人部門の効果的な運営
- ・基幹相談支援センター(仮称)の設置

第4 生活支援の充実

取り組みの方向

市民だれもが安心して生活が営めるように、生活保護制度を適正に運用し市民のセーフティーネットを着実に確保します。また、生活保護受給者に対し自立支援のために、就労や健康管理、金銭管理等の支援により、日常生活や社会生活における自立支援の充実を図ります。また、生活保護に至る前の生活困窮者に対しても、自立相談支援や住居確保給付金の支給、就労準備支援、子どもの学習等支援など、地域で適正なサービスを利用できる仕組みづくりを確立し自立支援の充実を図ります。

国民健康保険事業の運営では、国保データベース(KDB)システムの活用により地域の健康課題の把握を図り、特定健康診査・特定保健指導の実施やジェネリック医薬品の利用促進などにより医療費の適正化に努めます。また、国民健康保険財政の健全化を図るため、国民健康保険税負担のあり方について検討するとともに、国や東京都に対しては、さらなる財政基盤の拡充・強化の要請を行います。

後期高齢者医療制度は、東京都後期高齢者医療広域連合と連携しながら国の進めている社会保障・税一体改革の動向に注視し、適切な対応を図ります。

- 生活保護の適正実施
- 生活困窮者自立支援事業の推進
- ・国民健康保険制度の都道府県単位化への適切な対応
- ・国保データベース(KDB)システムへの参加とシステムの活用

第5 健康づくりの推進

取り組みの方向

市民一人ひとりが、生涯を通じて「自らの健康は自ら守り・つくる」という意識を醸成するとともに、地域において市民、行政、関係団体等が協働して取り組んでいくことが大切です。

また、健康づくりにおいては病気にならないための予防に重点を置き、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じたサービスを提供できるよう、保健・医療・福祉の連携を図りながら総合的に健康づくりを推進します。また、母子保健においては、妊娠・出産・育児に関する親の不安の軽減を図り、安心して育児ができ、子どもの健やかな成長を育むために、関係機関と連携して推進します。

今後は、新川防災公園・多機能複合施設(仮称)に総合保健センターが移転する ことから、健康づくりの拠点としてその機能を強化するとともに、スポーツ施設等 を活用した施策の展開等、市民の「健康寿命」の延伸に向けた取り組みを進めます。

- ・「特定健康診査等実施計画」の改定と推進
- ・新川防災公園・多機能複合施設(仮称)を核とした総合的な健康増進事業の 展開(再掲)
- ・がん検診の拡充と各種検診事業の推進
- ・こころの健康づくりの推進
- ・母子健康づくり支援事業の推進
- ・感染症等に対する危機管理体制の強化

第1 子どもの人権の尊重

取り組みの方向

子育て家庭の孤立化を防ぎ、子どもの健全な育成環境を確保するために、これまで構築してきた関係機関等との総合的なネットワークをさらに充実させることにより、特別な支援を必要とする家庭を早期に把握し、児童虐待の早期発見、早期対応に向けた取り組みや、課題を抱えた家庭への支援を行います。特に、学校と家庭、地域の連携を進めるとともに、地域の子育て力を向上させるため、協働型地域子育て環境の充実を図ります。

また、子どもや若者、家庭をとりまく問題がより複雑化している中で、困難を有する子どもや若者に対し、相談や具体的な支援につながる体制を整備し、課題解決に向けた取り組みを推進するなど、子どもの人権の尊重及び成長を支援するための施策の充実を図ります。

- ・子どもの虐待予防・早期発見と心のケア及び貧困対策の推進
- ・いじめや不登校児童・生徒の減少に向けた相談体制等の強化
- ・子ども・若者支援の推進
- 乳児家庭全戸訪問の推進

第2 子育て支援の充実

取り組みの方向

平成27年度から施行された子ども・子育て支援新制度を踏まえ、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考え方を基本に、全ての子どもと子育て家庭が生き生きと安心して生活できるよう、地域全体で子どもの成長を支えるとともに、妊娠期から切れ目のない子ども・子育て支援策を推進していきます。特に、喫緊の課題である保育施設等の待機児童の解消に向け、「子ども・子育て支援事業計画」で定めた確保方策等に基づき、保育施設の計画的な整備を図っていきます。

また、在宅で子育てをしている家庭における子育て不安や孤立感の解消を図るため、子ども・子育て支援新制度を踏まえ、地域の実情に応じて実施する地域子ども・ 子育て支援事業を充実します。

- ・地域子ども・子育て支援事業の充実
- ・待機児童解消に向けた保育定員の拡充
- ・幼児教育の充実と子ども・子育て支援新制度の円滑な推進
- ・保育の質の向上と保育人財の確保
- ・子ども発達支援センターの開設と機能の充実(再掲)
- ・多世代交流拠点、中高生の居場所としての児童館機能の強化
- ・公私連携型の運営形態を活用した民設民営保育園への移行
- ・地域子どもクラブ事業の充実及び学童保育所、児童館等の放課後の居場所の充実 (再掲)

第3 魅力ある教育の推進

取り組みの方向

改定する「教育ビジョン 2022」に基づき、「人間力」「社会力」をはぐくむ教育活動を充実し、三鷹の子ども一人ひとりがそれぞれのニーズに応じてよりよく育つ教育の展開を図ります。この取り組みにあたっては、学校、家庭、地域の連携を進め、コミュニティ・スクール委員会の活動を通じ、地域人財の育成に取り組みながら、コミュニティ・スクールの機能と三鷹市の特色ある教育の充実を図ります。また、地域との協働をより一層進め、学校を拠点とした地域活動の活性化を図ることにより、学校を核としたコミュニティづくりを促進します。

「教育支援プラン 2022」改定の中で、障がいのあるなしに関わらず、次代を担う人として育っていくことを支援するとともに、学校、市民生活における一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じた対応(合理的配慮)の浸透をめざします。教育の質の向上に向け、従来の一斉学習に加え、児童・生徒同士が議論しながら課題の解決をめざす「協働的・課題解決的学習」の推進を図ります。

また、ICT環境の整備と、効果的な活用に向けた教職員研修や授業研究を推進します。さらに、学校・学園のホームページの充実とウェブアクセシビリティの向上を図るとともに、地域SNSや小・中学校緊急時等情報配信システムの活用により、学校・家庭・地域間の連携を推進します。

- ・「教育ビジョン 2022」の改定と推進
- ・「教育支援プラン 2022」の改定と推進
- ・コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展
- ・コミュニティ・スクール委員会の活動支援の充実
- ・学校評価・学園評価を活用した自律的な学園・学校運営の推進
- ・コミュニティ・スクールの機能の充実と地域人財による学習指導の充実
- ・知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実
- ・「三鷹『学び』のスタンダード」の実践
- ・多様な教育的ニーズに対応した教育の推進(教育支援の充実)
- ・三鷹らしい教育の実現をめざす教員のキャリア支援と人財育成
- ・いじめや不登校児童・生徒の減少に向けた相談体制等の強化 (再掲)
- ・子ども発達支援センターの開設と機能の充実(再掲)
- ・市長部局・教育委員会の連携による透明で安定的な教育行政の推進 (総合教育会議の設置)

第4 安全で開かれた学校環境の整備

取り組みの方向

地域防災計画に一時避難場所及び避難所として位置づけられている市立小・中学 校施設について、災害発生時の避難所としての施設整備の一層の充実を図り、防災 拠点としての施設機能強化を図ります。

児童・生徒の学習の場として、快適で質の高い教育環境を実現するために、学校施設の大規模改修工事や中学校特別教室への空調設備整備に取り組みます。また、小・中学校の校舎・体育館の多くは建設以来 40 年を経過した建物も多いことから、耐震補強工事を完了させ、天井材、照明器具、家具などの「非構造部材」の耐震化を進めるとともに、施設・設備の老朽化対策、誰もが使いやすい施設とするためのトイレ改修やバリアフリー施設の整備や、屋上防水・外壁塗装・窓改修・給排水設備改修など、施設内外の大規模改修工事を計画的に実施していきます。さらなる安全で開かれた学校環境の整備をめざし、環境に配慮した学校環境の整備や、学校の地域拠点化を推進します。

学校規模の適正化に向け、高山小学校の学級数増加への対応の方針と計画を踏まえ、年次ごとに必要な対応を図るとともに、全市的に児童・生徒数及び学級数の将来推計の更新を継続し、中・長期的な課題を抽出しながら取り組みを進めます。

地域子どもクラブについては、保護者、地域、学校等との連携により、子どもの 安全で安心な活動拠点としての充実を図ります。

- ・学校の安全管理体制の充実▷子どもの安全・安心の確保▷災害対策本部と避難所運営との連携強化
- ・学校施設の大規模改修工事の計画的な実施
- ・中学校特別教室の空調設備の整備
- ・学校規模の適正化に向けた取り組み
- ・学校給食の充実と効率的な運営 ▷市内産野菜の給食への活用
- ・小・中学校における太陽光発電の設置や校庭芝生化等の検討・推進
- ・学校を拠点とした地域活動の支援
- ・地域子どもクラブ事業の充実及び学童保育所、児童館等の放課後の居場所の充実
- ・学校教育と、生涯学習・芸術文化・生涯スポーツ等との連携の強化(再掲)

第1 生涯学習の推進 1生涯学習

取り組みの方向

改定する「生涯学習プラン 2022」に基づき、市民一人ひとりが、「いつでも、どこでも、だれでも、そしていつまでも」学ぶことができる生涯学習社会の構築に努めます。

また、市民が学んだことを地域に返し、活かしていくという「学びの循環」によりまちづくりに資する人財の育成及び活用を推進し、「ともに学び、学びを活かし、学びの成果や絆が地域に受け継がれていく心豊かな社会」の実現をめざします。

新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の整備の中で、社会教育会館を移転し、 生涯学習センター(仮称)を配置します。生涯学習センター(仮称)では、社会教育会館におけるこれまでの活動実績やノウハウ、ネットワークを基礎に、多世代に渡る多様な学習機会を提供し、市民の主体的な学習活動を支援できるよう多彩な生涯学習プログラムの提供に努めます。また、新施設での活動を通して、市民間の交流の促進と施設利便性の向上を図り、広く市民の生涯学習に対する意識を高め、生涯学習の一層の推進を図ります。さらに、新施設では、スポーツ・福祉・健康などさまざまな分野での人的交流が予想されることから、複合施設の特徴を生かした新たな事業の展開を図ります。

このほか、三鷹ネットワーク大学推進機構など、民学産公の多様な生涯学習資源 との協働とネットワーク化を進めるとともに、学校・家庭・地域の多様な担い手と の連携を図り、地域全体の教育力の向上をめざします。

- ・「みたか生涯学習プラン 2022」の改定と推進
- ・まちづくりに資する人財の育成及び活用の推進
- ・ 生涯学習センター (仮称) の整備と生涯学習の一層の推進 (再掲)
- ・学校・家庭・地域との連携による生涯学習の推進
- ・三鷹ネットワーク大学推進機構等との協働の推進(再掲)
- ・大学・研究機関との連携の推進(再掲)

第1 生涯学習の推進 2図書館活動

取り組みの方向

超高齢社会、情報通信技術(ICT)の進展等により変化する公共図書館へのニーズや社会要請に対応するとともに、今後の図書館の運営の方向性を明確にし、確実な進展を図るために、「図書館基本方針(仮称)」を策定します。

「図書館基本方針(仮称)」に基づき、図書館サポーター活動の充実、コミュニティ・センター図書室との連携の強化、ホスピタリティの高い滞在型施設へのリニューアル等を図るとともに、電子書籍への対応や地域資料のデジタル化を含む充実など図書館資料の充実に努めます。あわせて、新たなニーズ等への対応に向けた職員の人財育成にも引き続き取り組みます。

また、「みたか子ども読書プラン 2022」を改定・推進し、読書に親しむ環境づくりを引き続き推進していきます。

- ・「みたか子ども読書プラン 2022」の改定と推進
- ・図書館基本方針(仮称)の策定
- ・滞在型施設へのリニューアルと老朽化施設の改修
- ・図書館サポーター活動の充実とアウトリーチサービスの実施
- ・コミュニティ・センター図書室との連携
- ・図書館資料のデジタル化の推進
- ・図書館職員のレファレンス力の向上に向けた人財育成の推進

第2 市民スポーツ活動の推進

取り組みの方向

平成 26 年 5 月に策定した「スポーツ推進計画 2022」に基づき、スポーツに係る 施策、事業の推進を行い、豊かなスポーツ社会の実現とスポーツを通したコミュニ ティの創生に努めます。

新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の中に、健康・スポーツの拠点施設として整備されるスポーツセンター(仮称)にさまざまな機能や効果的な活用ができる体制の整備を図り、既存の体育施設とも連携を図りながら、市民がスポーツを生涯の友にできるよう環境の整備に努めます。

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に伴い、気運の醸成を図るとともに、一層のスポーツ活動の推進に努めます。

現在、市内2つある地域スポーツクラブについては、自主的で継続した地域での スポーツ活動が行われています。今後、市と地域スポーツクラブとの連携事業をさ らに進めるほか、全市的な展開を図っていきます。

- ・「スポーツ推進計画 2022」の推進
- ・ライフステージや目的に応じたスポーツ活動の推進
- ・スポーツセンターの整備と同施設を拠点とするスポーツ教室等の活動支援(再掲)
- ・スポーツに親しむ環境の整備
- ▷新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の整備により集約化した施設の跡地を活用した和洋弓場の整備(再掲)
- ▷屋外スポーツ施設の整備・確保
- ・地域スポーツクラブ設立への支援
- ・2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会開催に向けた気運醸成及び一層のスポーツ活動の推進
- ・スポーツ指導者・ボランティア等の人財の育成

第3 芸術・文化のまちづくりの推進

取り組みの方向

市立アニメーション美術館における魅力ある美術館づくりを通して、心豊かな地域社会の形成を図るとともに、太宰治をはじめとする三鷹ゆかりの文化人の顕彰事業を実施し、「文化の薫り高い三鷹」をめざした芸術・文化のまちづくりを推進します。

また、地域文化財の保護活用を図るため、市内全域で「エコミュージアム事業」を推進します。

「星と森と絵本の家」では、国立天文台と連携し、特色ある事業を推進するとともに、市内全域で絵本を通じて子どもたちを豊かに育む地域文化の形成に向けた事業を展開します。

- ・文化人の顕彰及び文学展示室等の設置の検討
- ・市立アニメーション美術館への支援及び連携したまちづくりの推進
- ・みたか・子どもと絵本プロジェクトの推進
- ・「三鷹型エコミュージアム事業」の推進
- ・市内地域資源の把握及び活用の推進
- ・次世代のための芸術文化の担い手の育成、教育普及活動の推進

第8部 ふれあいと協働で進める市民自治のまちをつくる

第1 コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進

取り組みの方向

地域の多様な課題を新たな共助や協働によって解決していく「コミュニティ創生」の取り組みを進めるため、住民協議会、町会・自治会等の地域自治組織やNPO、事業者などの多様な主体が協働・連携し、地域のつながりや支えあいを深める取り組みを推進します。ともに支えあう地域社会を生み出すため、地域ケアネットワーク事業や災害時避難行動要支援者支援事業の推進、コミュニティ・スクールやがんばる地域応援プロジェクトの充実など、「コミュニティ創生」関連事業を展開しながら、地域課題の解決に向けた事業を推進します。コミュニティ活動を推進することで、多様化する市民ニーズへの対応や三鷹のまちづくりを支える人財の育成、高齢者福祉、環境問題などを民学産公の協働により推進します。

市民協働センターでは、みたか市民協働ネットワークが中間支援組織として市 民・団体と市のつながりを強化する機能の充実を図り、多様な団体や市民が相互に 連携・協力して、まちづくりや公共サービスの担い手ともなる協働のまちづくりを 一層推進するための支援を行っていきます。

- コミュニティ創生の次なるステップに向けた取り組みの展開
- ・市民参加の推進やみたか市民協働ネットワークを中心としたNPO、市民活動団 体等の活動支援
- ・三鷹ネットワーク大学推進機構等との協働の推進
- ・三鷹ネットワーク大学との連携による新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の 運営の検討(再掲)
- ・新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の施設利用におけるボランティア・ポイント制の導入等、積極的な市民参加の推進(再掲)
- ・民学産公協働研究事業や起業支援に向けた取り組みの強化
- ・「まちづくり総合研究所」による創造的な政策の研究の推進
- ・多世代交流の拠点としてのコミュニティ・センターの活性化支援
- ・地域自治活動やコミュニティ・スクール等、コミュニティ活動の担い手の育成を 含む新たな展開に向けた活動の支援
- ・大学、研究機関との連携の推進 (ICU、杏林大学、国立天文台、ルーテル学院大学など)

第8部 ふれあいと協働で進める市民自治のまちをつくる

第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治体の確立

取り組みの方向

市民自治を確立するために、自治基本条例に基づく自治の仕組みの円滑な運用を 図るとともに、住民協議会、コミュニティ・スクール、みたか市民協働ネットワーク、三鷹ネットワーク大学推進機構、まちづくり三鷹など、民学産公による参加と 協働のまちづくりを総合的に展開します。

健全な財政運営など持続可能な自治体経営の推進、市民満足度の向上を図ります。 職員の人財育成については、平成25年度に改定した「人財育成方針」に沿って、 行財政改革と参加と協働に積極的に取り組む職員を育成し、職員力の向上を図りま す。

また、新川防災公園・多機能複合施設(仮称)開設後における魅力的で効率的な管理運営体制の検討を進め、これを実現するとともに、行財政改革の観点から組織改正・職員配置など柔軟で機動的な体制整備を図ります。

公共施設維持・保全計画 2022 と公共施設等総合管理計画 (仮称) に基づくファシリティ・マネジメントの推進、コミュニティ創生の新たな拠点となる都市再生をめざします。

- ・「行財政改革アクションプラン 2022」の改定と推進
- ・「公共施設維持・保全計画 2022」「公共施設等総合管理計画(仮称)」に基づくファ シリティ・マネジメントの推進
- ・地方版総合戦略の策定と推進
- ・複合施設のメリットを生かした新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の魅力的で効率的な管理運営体制の構築(再掲)
- 社会保障・税番号制度の適正な運用及び個人情報保護の徹底(再掲)
- ・人財育成基本方針に沿った職員力の向上
- ・組織改正・職員定数の適正な管理
- ・市庁舎建替え等プランの検討
- ・上連雀分庁舎(仮称)整備事業の推進
- ・環境センターの跡地の利活用の検討
- ・広域的な都市連携の推進(ごみ処理、下水道、市政窓口など)

第4次三鷹市基本計画第1次改定に向けた 基本方針・施策論点集

平成 27 年6月

三鷹市

企画部企画経営課 〒181-8555 東京都三鷹市野崎 1-1-1 tel 0422-45-1151 内線 2112・2113 fax 0422-48-1419 E-mail:kikaku@city.mitaka.tokyo.jp (ご意見・ご感想をお寄せください。)

この冊子は庁内で印刷・製本しています。